

1章 基本的な考え方

(1) 計画の基本理念及び基本方針

4つの「基本理念」と4つの「基本方針」にもとづき、子どもの育ち、子育て支援に関する施策や事業を総合的に推進します。

1 基本理念

基本理念1「子どもの権利の実現」

児童の権利条約^{注)}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・学校・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。

基本理念2「すべての子どもと親への支援」

児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と子育て支援を推進することを基本にします。

^{注)} 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2006年12月現在で193の国と地域が締結している。

基本理念3「男女共同の子育て」

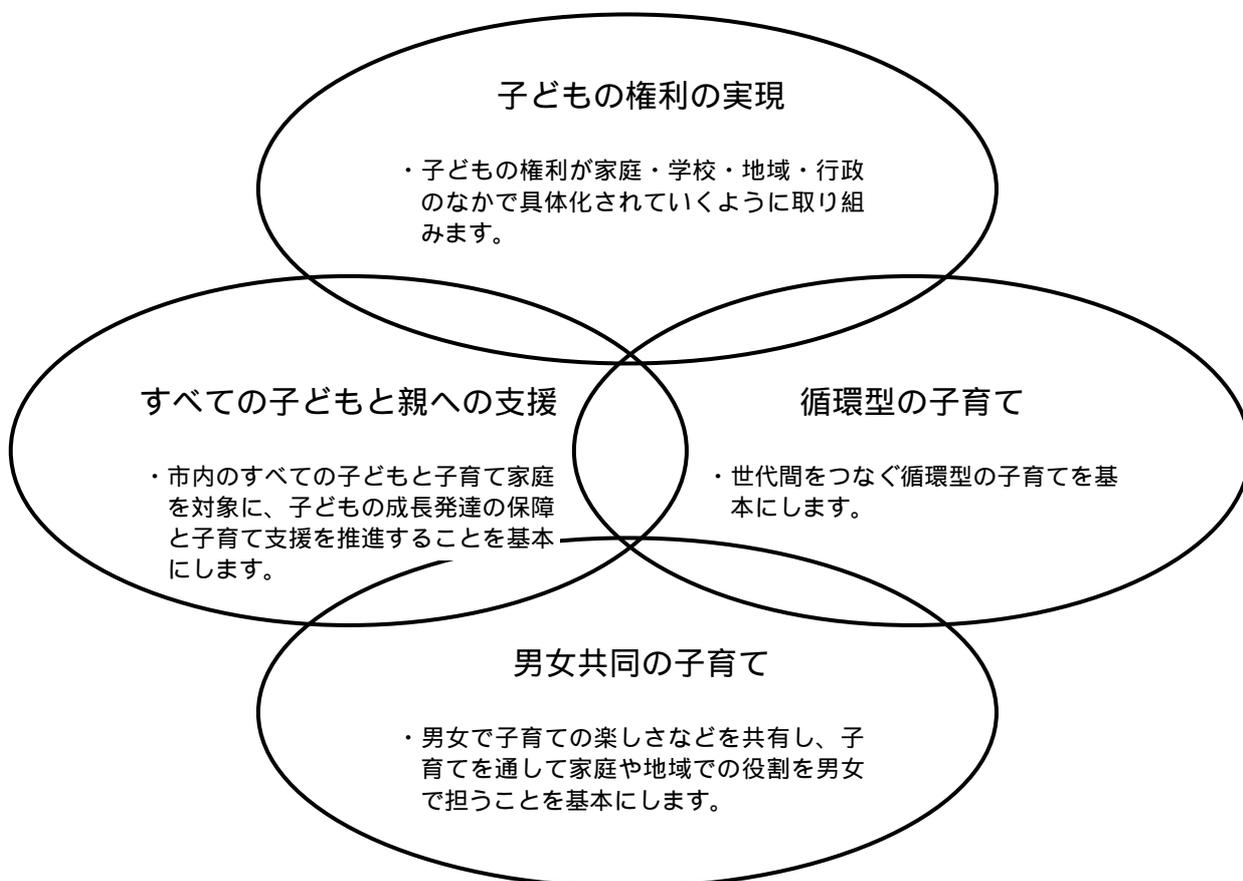
子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての楽しさなどを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。

基本理念4「循環型の子育て」

子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。子育ては時代をつなぐ希望です。

子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

4つの基本理念



2 基本方針

基本方針1「子ども参加」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさを見つけだし、仲間とともにゆっくと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

基本方針2「おとな（親）になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程に必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。

基本方針3「子育て家庭の支え合い」

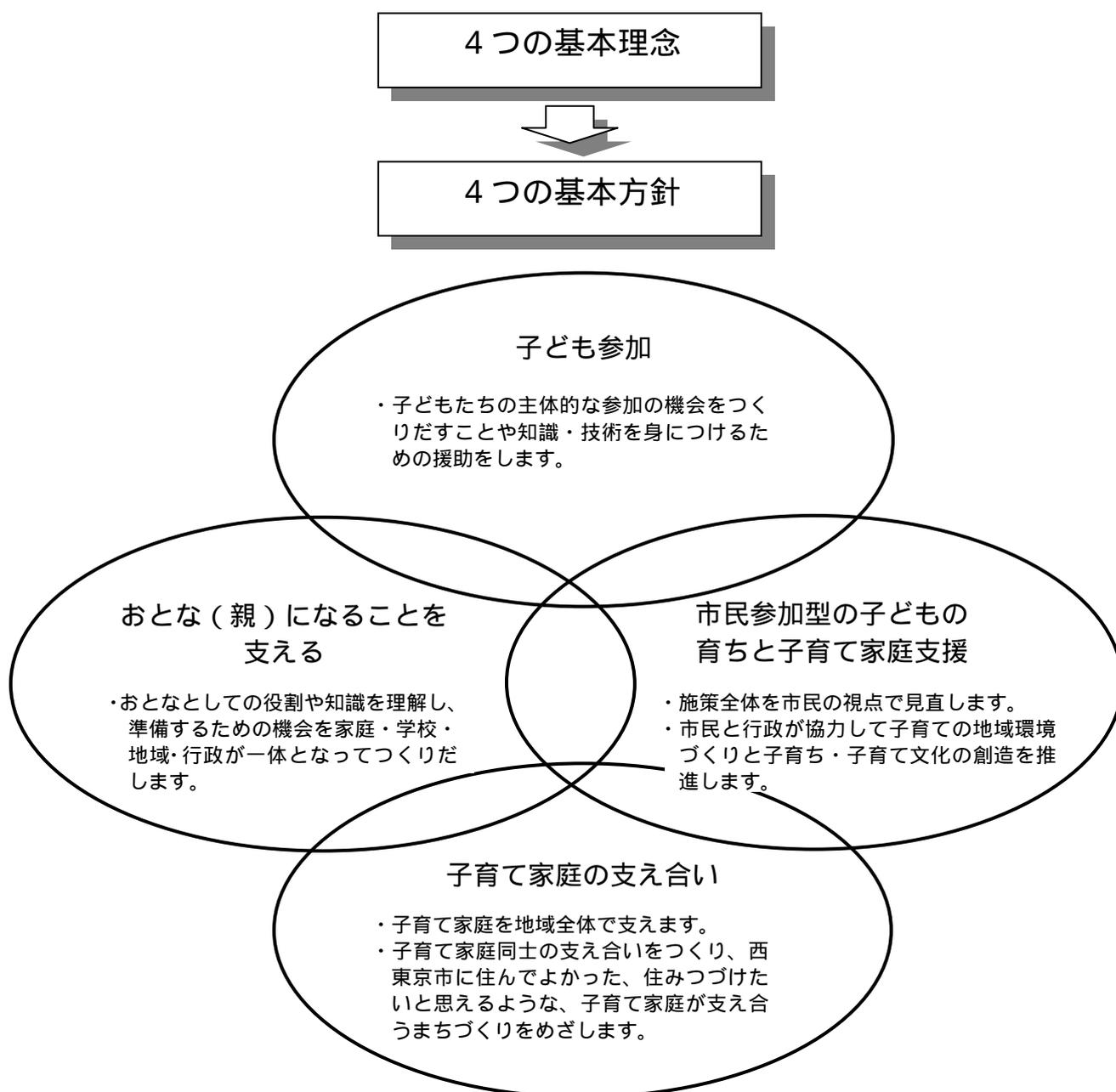
子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりの中で、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。子育て家庭が孤立化すると、親にも子どもにもさまざまな問題が起きてきます。

子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市に住んでよかった、住みつづけたいと思えるような、子育て家庭が支え合うまちづくりをめざします。

基本方針4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、一家族だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協力して子育ての地域環境づくりと子育て・子育て^{注)}文化の創造を推進します。



注) 子育て・子育て:「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育て」がある。

(2) 計画の概要

1. 計画の対象者

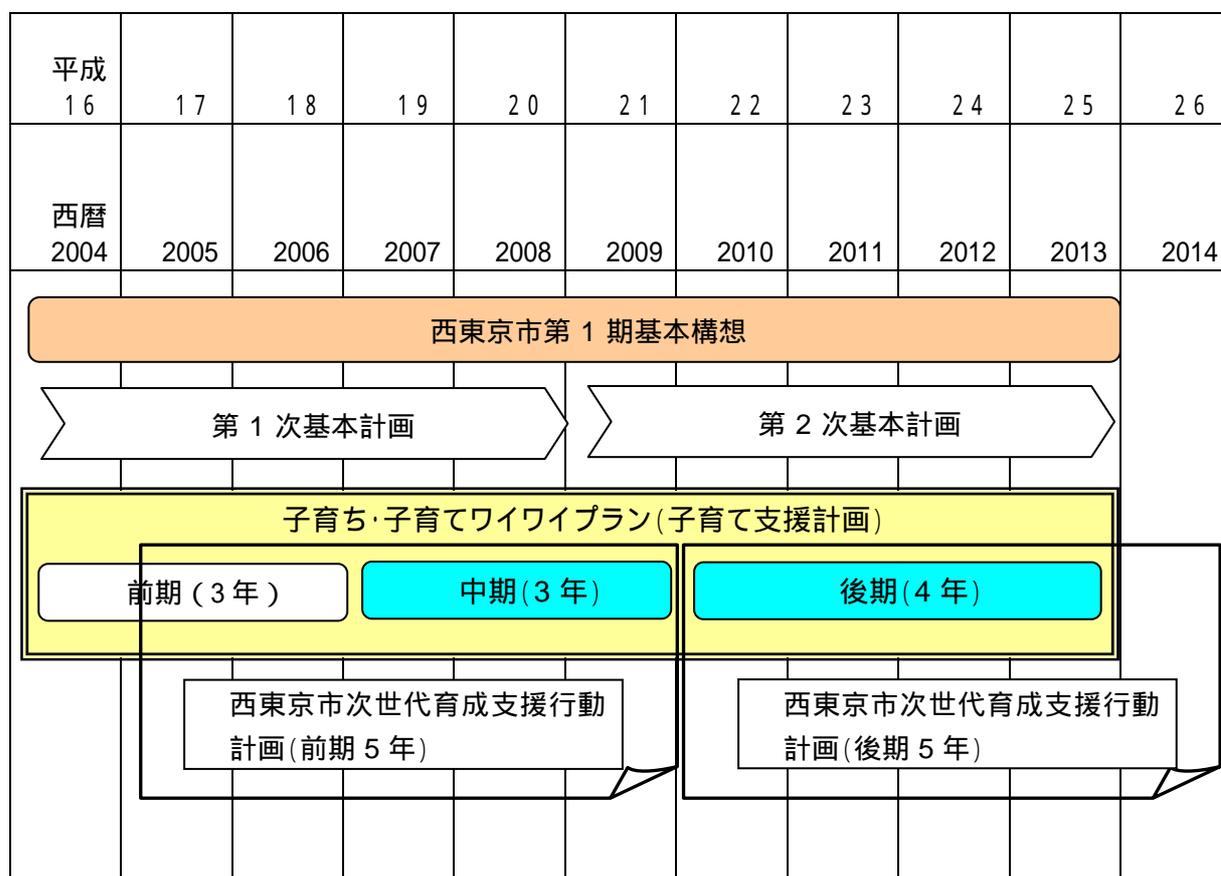
「子育て・子育てワイワイプラン」の対象は、西東京市に在住する 0 歳～18 歳未満の子ども及び子どもに関わる市民とします。

ただし、取り組みの内容または必要により概ね 20 歳台前半の若者も対象とします。

2. 計画の対象期間

「子育て・子育てワイワイプラン」の計画期間は、平成 1 6 (2004) 年度から平成 2 5 (2013) 年度までの 1 0 年間ですが、この見直し計画では平成 1 9 (2007) 年度から平成 2 1 (2009) 年度までの中期、及び平成 2 2 (2010) 年度から平成 2 5 (2013) 年度をまでの後期の取り組みを対象としています

なお、今後、後期計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策法に基づく「市町村行動計画」の後期計画と時期を同じくすることから、市民ニーズ調査など数量的な調査等を行い、抜本的な見直しを実施し、計画策定を行うこととします。



このページは白紙です